

たいごち網漁業の許可取扱方針

昭和57年7月30日一部改正

(趣旨)

第1 日本海におけるたいごち網漁業の健全な操業と他種漁業との調整を図るためこの方針を定める。

(許可の申請)

第2 この漁業の許可を受けようとするときは、青森県海面漁業調整規則第8条に規定する申請書に次の各号に掲げる書類を添え、知事に提出するものとする。

(許可の対象漁船)

第3 許可の対象漁船は、次の各号に該当するものとする。

- 一 推進機関の馬力数330キロワット（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項及び第2項の推進機関にあっては70馬力並びに昭和57年7月17日以前に登録を受けた推進機関にあっては35馬力）以下のもの。
- 二 本県登録漁船であって、かつ、この方針の適用を受ける海域に面する町村に根拠地を有するもの。
- 三 原則として使用船舶は自己の所有にかかるもの。

(許可の対象者)

第4 許可の対象者は、前年度において許可を受け誠実に操業した実績を有するもの。ただし、知事が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(許可をしない場合)

第5 青森県海面漁業調整規則第23条の規定を適用するほか、次の各号のいずれかに該当する場合は許可をしない。

- 一 同一申請人もしくは当該申請人と同居の親族にかかる申請が2件以上あるとき。
- 二 小型機船底びき網漁業の違反者、または違反漁船をもって申請があったとき。

(操業海域)

第6 操業海域は東津軽郡と北津軽郡の最大高潮時海岸線における境界点と北海道松前郡小島灯台中心点とを結ぶ線以西の日本海における青森県沖合海域とする。ただし次の海域を除く。

- (1) 北津軽郡小泊村穴間崎から磁針方位 225度の線以北においては距岸3,500メートル以内の海域。
- (2) 北津軽郡小泊村穴間崎から磁針方位225度の線以南においては共同漁業権漁場内の海域。

(操業期間および許可期間)

第7 操業期間は6月1日から11月30日までとし、許可期間は3年とする。

(根拠地)

第8 この方針の適用を受ける海域に面した町村とする。

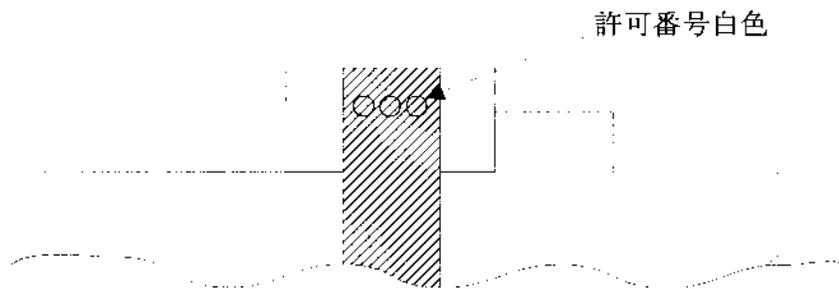
(制限又は条件)

第9 許可するにあたっては、次の各号の制限または条件を付する。

- 一 網の浮子方の長さは60メートル以下、片側のロープの長さは800メートル以下であること。
- 二 網の日合は60.6ミリメートル以上のものであること。

- 三 定置漁業の操業中は、その前面1,000メートル以内、後面300メートル以内および沖合150メートル以内の各海域では操業しないこと。
- 四 ゆうのう網を使用しないこと。
- 五 動力船2隻をもって操業しないこと。
- 六 はえなわ漁業、一本釣漁業（ふかせ漁業を含む。）を妨げないこと。
- 七 別記第1号様式による船体標識を表示すること。

別記第1号様式



○船体の標識

赤色ペイントで1メートルの幅をもって機関室中央部両側面および船体両舷側を塗装すること。

○許可番号の表示

許可番号は、大きさ8センチメートル以上、太さ2.0センチメートル以上、間隔2センチメートルとし白色ペイントをもって横書きすること。